第２４号様式（第２６条関係）

**チェックリスト**

【記載手順】

|  |
| --- |
|  |

　１　（甲）欄に掲げる書類のうち、提出する書類の□（以下、チェックボックスという。）に🗹（以下、「レ」マークという。）を入れて下さい。

|  |
| --- |
|  |

　２　（乙）欄に掲げる図書のうち、提出する書類の別に応じ、別表第９、別表第１１、別表第１２、別表第１３、別表第１５又は別表第１６の各項の左欄に掲げる明示すべき事項若しくは第１２条第１項第３号、同条第２項第２号又は同条第２項第２号に規定する添付する図書に漏れがないことを確認し、当該書類に係る項の（乙）欄のチェックボックスにそれぞれ「レ」マークを入れて下さい。

|  |
| --- |
|  |

　３　（丙）欄に掲げる明示すべき事項等について、添付する図書の別に応じ、前項に規定する各表の各項の右欄に掲げる明示すべき事項等に漏れがないことを確認し、当該図書に係る項の（丙）欄のそれぞれのチェックボックスに「レ」マークを入れて下さい。

|  |
| --- |
|  |

　４　（丁）欄のチェックボックスは未記入のまま提出して下さい。

|  |
| --- |
|  |

　５　前４項の規定により記載したチェックリストを提出する書類に係る各項の（甲）欄に掲げる各様式（正本及び副本がある場合は正本に限る。）の次に添付し、当該チェックリストの次にそれぞれ（乙）欄に掲げる図書のうち該当するものを同欄に掲げる①から⑲までの番号が小さい順に添付し提出して下さい。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | |
| 提出する書類（甲）  ※ 提出するものを☑する。 | | 添付する図書（乙）  ※ 添付するものを☑する。 | | 明示すべき事項及び添付する書類並びに注意事項（丙） | 確認  （丁） |
| □　後退道路協議書  （第１号様式）   |  | | --- | | ➀・②・③・④・⑤・⑥ | | ⑦・⑧・❾・⓮・⓯ |   白抜きの図書は必要に応じ添付  □　変更協議書  （第３号様式）   |  | | --- | | ➀・❽・⑩・⑪ |   白抜きの図書は必要に応じ添付  □　変更届  （第７号様式）   |  | | --- | | ➀・❽・⑩・⑪ |   白抜きの図書は必要に応じ添付  □　取下げ届  （第８号様式）   |  | | --- | | ❶・⑯ |   白抜きの図書は必要に応じ添付  □　取止め届  （第９号様式）   |  | | --- | | **❶・⑯** |   白抜きの図書は必要に応じ添付  □　建築主変更に  よる取下げ届  （第１０号様式）   |  | | --- | | ❶・⑯ |   白抜きの図書は必要に応じ添付  □　整備事業完了届  （第１１号様式）   |  | | --- | | ➀・⑫・⑬・⓱・⓲・⓳ |   白抜きの図書は必要に応じ添付  □　自己管理切替届  （第１７号様式）   |  | | --- | | ⑭・⑮ |   □　寄付切替届  （第１８号様式）   |  | | --- | | ⑰・⑱・⑲ | | | ① | □ 付近見取図  （別表第９第1項参照） | □ 敷地の位置（赤色（縁取り、塗つぶし、ハッチング等））  □ 目標となる地物（官公署、学校、駅、停留所等） | □ |
| ② | □ 現況図  （別表第９第２項参照） | □ 縮尺及び方位 □ 地番  □ 敷地が接する全ての道の種別、種類及び境界線等  　（道の境界線は赤色、幅員は境界確定図の寸法で記載）  □ 舗装状況 □ 隣地境界線（赤色で記載）  □ 支障物の種類、規模、位置  （隣地境の塀、隣地境の擁壁である場合はその旨を明記）  □ 敷地と当該敷地が接する部分との高低差  □ 現況写真（遠景、近景）を撮影した位置 | □ |
| ③ | □ 現況写真  （別表第９第３項参照） | □ 遠景写真（後退道路と敷地の位置関係が分かるもの）  □ 近景写真（セットバック部分、支障物の現況が分かるもの） | □ |
| ④ | □ 公図の写し  （別表第９第４項参照） | □ 敷地の全体を含むもの  （２枚以上にわたる場合は各字図及び合成字図）  　□ 敷地の位置（赤色（縁取り、塗つぶし、ハッチング等）） | □ |
| ⑤ | □ 土地登記事項証明書の写し等  （別表第９第５項参照） | □ 表題部並びに権利部（甲区、乙部）が全て記載されているもの【注意／登記事項要約書の写しは不可】  □ 売買契約を締結し所有権移転登記が完了していない場合　売買契約書の写し等 | □ |
| ⑥ | □ 境界確定図  （別表第９第６項参照） | □ ２項道路の境界線等（敷地の道の反対側の土地に係るものを含む。）  □ 接道義務を特定通路より満たす場合　敷地が接する全ての特定通路に係る境界線等  □ 寄付の意思表示を行う場合　敷地が接する全ての道の境界線等及び隣地境界線 | □ |
| ⑦ | □ 整備事業計画  　図  （別表第９第７項参照） | □ 縮尺及び方位 □ 地番  □ 敷地が接する全ての道の種別、種類及び境界線等  　（道の境界線は赤色、幅員は境界確定図の寸法で記載）  □ 後退道路の中心線（法第４２条第２項ただし書による場合を除く。）  □ みなし境界線の位置（緑色で記載）  □ 後退道路の中心線からみなし境界線までの距離等  □ みなし境界線に係る全ての境界点及び標示方法  □ 建築物（附属する門塀を含む。）等の配置  □ 支障物の移設（移植）後の位置  □ 敷地と当該敷地が道と接する部分との高低差 | □ |
| ⑧ | □ 面積計算表  （別表第９第８項参照） | □ 小数点以下第２位まで（第３以下切り捨て）  □ 座標法による場合　平面直交座標系の座標値及び面積 | □ |
| ⑨ | □ 掃除口に係る協議回答書  （別表第９第１０項参照） | ※ セットバック部分に掃除口が存する場合に限る。 | □ |
| ⑩ | □ 変更後の整備事業計画図  （別表第１１第２項参照） | □ 縮尺及び方位 □ 地番  □ 敷地が接する全ての道の種別、種類及び境界線等  　（道の境界線は赤色、幅員は境界確定図の寸法で記載）  □ 後退道路の中心線（法第４２条第２項ただし書による場合を除く。）  □ みなし境界線の位置（緑色で記載）  □ 後退道路の中心線からみなし境界線までの距離等  □ みなし境界線に係る全ての境界点及び標示方法  □ 建築物（附属する門塀を含む。）等の配置  □ 支障物の移設（移植）後の位置  □ 敷地と当該敷地が道と接する部分との高低差 | □ |
| ⑪ | □ 標示方法の変更に係る整備事業計画図  （別表第１２第２項参照） |
| ⑫ | □ 整備事業完了図  （別表第１３第２項参照） | □ 縮尺及び方位 □ 地番  □ 敷地が接する全ての道の種別、種類及び境界線等  　（道の境界線は赤色、幅員は境界確定図の寸法で記載）  □ 後退道路の中心線（法第４２条第２項ただし書による場合を除く。）  □ みなし境界線の位置（緑色で記載）  □ 後退道路の中心線からみなし境界線までの距離等  □ みなし境界線に係る全ての境界点及び標示方法  □ 建築物（附属する門塀を含む。）等の配置  □ 支障物の移設（移植）後の位置  □ 敷地と当該敷地が道と接する部分との高低差  □ 完了写真（遠景、近景）を撮影した位置 | □ |
| ⑬ | □ 完了写真  （別表第１３第項参照） | □ 遠景写真（後退道路と敷地の位置関係が分かるもの）  □ 近景写真（全ての境界点及び標示の方法、後退道路の中心線の位置等及びみなし境界線までの距離が明確に読み取れるもの）  （支障物の撤去等の状況が分かるもの） | □ |
|  | | ⑭ | □ 誓約書  （第２号様式） | ※ 自己管理の意思表示を行う場合に限る。  □ 建築主、土地所有者等が個人である場合　自署  □ 特定通路である場合　押印は実印（印鑑証明を添付）  （個人の場合）□ 印鑑登録証明書  （法人の場合）□ 印鑑証明書　□ 代表者事項証明書 | □ |
| ⑮ | □ 誓約書  （第３号様式） | ※ 隣地境の塀が存し、自己管理の意思表示を行う場合に限る。  □ 建築主、土地所有者等が個人である場合　自署  □ 特定通路である場合　押印は実印  （個人の場合）□ 印鑑登録証明書  （法人の場合）□ 印鑑証明書　□ 代表者事項証明書  （個人・法人共通）□ 誓約書（第２号様式）に印鑑証明を添付するため省略する。 | □ |
| ⑯ | □ 覚書（副）及び  　 当該覚書（副）  　 に添付した  後退道路協議書 | ※ 覚書を交換している場合に限る。  ※ 変更協議等を行い覚書の交換をしている場合は、当該覚書（副）及び添付した変更協議書等を含む。 | □ |
| ⑰ | □ 寄付申込書  （第１３号様式） | （個人の場合）□ 印鑑登録証明書 | □ |
| （法人の場合）□ 印鑑証明書　□ 代表者事項証明書 |
| ⑱ | □ 登記原因証明情報兼登記承諾書  （第１４号様式） | ※ 寄付による意思表示を行う場合に限る。 | □ |
| ⑲ | □ 土地所有者の境界決定書  （第１５号様式） | □ |

【確認手順】　提出された書類の別に応じ、添付する図書及び明示すべき事項等に漏れがないことを確認し、（丁）欄のチェックボックスにそれぞれ「レ」マークを記入するものとする。記入漏れ等があるときは是正を求め、是正されたことを確認し受付を行うものとする。